

# IRASコンサルテーション・ 移転価格文書化

## IRASコンサルテーション

2014年9月1日、シンガポール内国歳入庁(IRAS)は、移転価格文書化に関するガイダンスの改訂案についてコンサルテーション・ペーパーを公表しました。コンサルテーション・ペーパーとガイダンス改訂案の要点を以下にまとめています。

## コンサルテーション・ペーパーの内容

IRASは、2006年2月23日付公表の移転価格ガイドラインを補足するものとして、「移転価格文書化についてのより包括的なガイダンスを提供するための」同ガイドライン第4章を更新する方針です。今回のコンサルテーション・ペーパーは、ガイダンス改訂案の内容とともに以下に関する改訂ガイダンスへの意見とコメントを求めています。

- ▶ 同時移転価格文書化において、どのような課題が予想されるか？
- ▶ 付録Aに挙げられている情報の入手に関して、どのような問題が存在するか？
- ▶ どのような状況であれば、リスクが低い、つまり移転価格文書化が要求されないとみなされるのか？
- ▶ どのような頻度で文書を更新すべきか？
- ▶ 改訂ガイダンスに含まれていない、移転価格文書化に関する領域として、他にどのようなものがあるか？

意見とコメントの提出期限は、**2014年9月24日**です。コメントの提出に関する詳細は、コンサルテーション・ペーパーをご参照ください。



## 同時文書化要件

ガイドンス改訂案では、関連者間で行われた取引の価格を説明するために同時的な記録を作成し、保管することを納税者に要求しています。ガイドンス改訂案は、同時文書化として取引がその実行前又は実行時点で記録されており、その事業年度の申告書の作成時点までに、それらの取引が含まれた文書の作成を求めています。しかしながら、申告書とともに移転価格文書を提出することは要求しておらず、要請に応じて移転価格文書を提供できるようにしておくことを求めています。

同ペーパーでは、移転価格文書化を要求されない状況として、以下2つを明示しています。

- ▶ 納税者が中小企業 (small and medium enterprise - SME) であり、同一のシンガポールの税率の下、国内取引のみを行っている場合

又は

- ▶ ルーティンサービスに対して、シンガポールのセーフハーバーマークアップ率である5%を適用している場合

## 移転価格文書化の目的と適切性

ガイドンス改訂案は、移転価格文書化の目的について説明が加えられています。その目的として、納税者が申告書の提出時又は提出前に移転価格税制を遵守しているかを評価し、移転価格が独立企業間価格であることを説明できるようにしておくことが挙げられています。

IRASのガイドンス改訂案では、関連者取引に関与したグループ及び特定の企業を移転価格文書において開示することを要求しています。コンサルテーションペーパーの付録Aは、文書に含める必要がある情報の種類に関する参考資料とされています。

現行の移転価格税制では、納税者に対し、取引の実体と複雑性に照らして、移転価格税制の遵守と管理コストのバランスを取ることが求めています。現行のアプローチは、今回のガイドンス改訂案で、以下の観点から移転価格文書としての適合性と範囲を評価するように変更されています。

- ▶ 取引又は取り決めにおいて、移転価格リスクが高いか否か
- ▶ 適切な移転価格文書を備えていないことにより、納税者が他の不利な結果を引き起こす可能性があるか否か

また、コンサルテーションペーパーは、移転価格リスクが高いとみなされる状況を例示しています。その例としては、業績が標準的な業界水準から乖離している場合、あるいは経常的な損失が発生している、業績に大きな変動がある場合などを挙げています。

このバランスと適合性という点は、コンサルテーションペーパーの paragraph 7.6 で、「税務リスクと遵守コストバランスを考慮して対応することが期待される」と強調されています。同ペーパーは更に、適切な移転価格文書が作成されていない場合に納税者に対して発生し得る不利な結果を、以下のように例示しています。

- ▶ 納税者がIRASの要請に応じて適切な移転価格文書を提出することができない場合、シンガポール所得税法の第94条(2)に基づき、ペナルティが課される可能性がある。
- ▶ 利益水準の妥当性を説明する十分なサポート文書がなく、シンガポールにおいて利益が過小であるとみなされた場合、IRASは、シンガポール所得税法の第34D条に基づき、所得の上方修正を行うことができる。
- ▶ IRASがその裁量により、相互協議手続 (MAP) において納税者を支援しない、又は事前確認制度 (APA) の申請を受け付けられないという決定を下すことが可能になる。

## 文書化後の管理

最後に、ガイドンス改訂案は、納税者に対し、定期的に移転価格文書をレビューし、移転価格文書が引き続き適切であることを確認しておくことを要求するとともに、関連する課税年度の終了後5年間保管することを要求しています。

不明な点がございましたら、お気軽にEY担当者にご連絡ください。また、コンサルテーションペーパーに対する意見及びコメントの提出期限が2014年9月24日であることに改めてご留意ください。

## メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせください。

**EY税理士法人**  
コーポレートコミュニケーション部  
[tax.marketing@jp.ey.com](mailto:tax.marketing@jp.ey.com)

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2014 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE CC20140922

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)